

裁判官弾劾裁判所事務局障害者活躍推進計画実施状況

令和 7 年 9 月 1 2 日
裁判官弾劾裁判所裁判長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、次のとおり障害者活躍推進計画の実施状況について公表します。

評価年度：令和 6 年度

1 目標に対する達成度

（１）採用に関する目標

職員（障害者以外の者も応募可）の募集を行ったが、障害者の採用には至らなかった。

（２）定着に関する目標

離職者はいなかった。

2 取組内容の実施状況

（１）障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として、総務課長を選任済み（令和 2 年 4 月）。

（２）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

本人の体調を踏まえながら、業務の割振り等の見直しを行った。

（３）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

本人の体調や疲労度を考慮し、超過勤務の縮減及び過重労働の防止に取り組んだ。

（４）その他

物品等の調達に当たっては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、参議院が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に沿って、障害者の活躍の場の拡大を推進した。

3 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

（１）「目標に対する達成度」

上記 1（１）のとおり、障害者の採用はなかった。また上記 1（２）においては離職した者はいなかったが、引き続き不本意な離職者を極力生じさせないよう、注力していく。

（２）「取組内容の実施状況」

上記 2 のとおり、可能な限り障害者活躍推進計画に基づく取り組みを図った。

4 計画の見直し・修正

旧計画の計画期間が満了したことから、新計画（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）を作成した。